

# 確定申告は

# お早めに

2月16日(火)  
～3月15日(月)

## 所得税

### 問合せ先

豊橋税務署

☎0532-526201

※自動音声案内になっています

### 申告書の提出先

豊橋税務署(〒440-8504 豊橋市大岡町11)または、市県民税の申告会場へ

《豊橋税務署の相談時間》

平日の午前9時～午後5時

※ただし、2月21日(日)・28日(日)は相談を受け付けません。

■市民体育センターで相談できる申告

給与所得(年末調整されていない場合など)、公的年金などの雑所得、医療費控除などの申告は、市民体育センターで相談できます。

なお、次に掲げる申告の相談が必要な方は豊橋税務署でお願いします。

- ・事業所得(営業、農業など)、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、申告分離選択の配当所得を確定申告される方
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてされる方
- ・贈与税、消費税の申告をされる方

### 申告の必要な方

給与所得のある方で申告の必要な方

- ①給与収入が2千万円を超える方
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2カ所以上から受けている方 など

■公的年金などの受給者の方

公的年金などの受給者で所得税

が源泉徴収されている方は、確定申告で所得税を精算することになります。

また、公的年金などを2カ所以上から受給されている方やそれ以外に収入のある方は確定申告が必要な場合があります。

確定申告書の用紙は、市役所税務収納課または申告会場でお受け取りください。

### 還付される場合

確定申告をする必要がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合 など

※医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書および領収書の添付が必要です。明細書は、市役所税務収納課または申告会場にあります。

で、事前に記入して、申告書に添付してください。



### 税理士による無料税務相談所

とき  
2月16日(火)～3月3日(水)  
※土・日曜日は除く

ところ  
市民体育センター 大会議室

受付時間  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時(終了)



### 国税電子申告・納税システム(e-Tax)が便利です

所得税などの国税は、e-Taxで電子申告することができます。

- ・自宅や税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請、届出などができます。
- ・インターネットバンキングやATMなどを利用して納税ができます。
- ・3月15日(月)までは24時間利用可能です。

※詳細についてはホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。